

県南広域振興局長告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成22年10月8日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 工区に含まれる地域の名称 2 工区 花巻市東和町安俵11区13番1の一部、14番1、15番1、16番1、17番1、36番、37番、38番、39番、40番1の一部及び756番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 花巻市花城町9番30号 花巻市